

社会福祉法人松濤会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 松濤会
規則 第 13 号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松濤会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費及び旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤役員に職務執行の対価として報酬、通勤手当、旅費及び退職金を支給する。
- 3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給せず、規則第3号の給与規程に基づき、給与を支給する。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、無報酬とする。
- 5 評議員に対する報酬は、無報酬とする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員の報酬等の額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 報酬 別表1の本棒表に定める額
- (2) 通勤手当 法人職員の例により算定した額
- (3) 旅費 法人職員の例により算定した額
- (4) 退職金 法人職員の例により算定した額

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月28日に支払うものとする。なお、支給日が取引銀行の休日にあたる場合は、前日に繰り上げて支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。